

事業者対応方針 資料2の変更について

9月26日に原子力安全規制庁に提出した事業者対応方針のうち、資料2「ウラン濃縮工場 分析室天井裏のダクト損傷等における事業者対応方針」（10月30日改正）の一部について、これまでの対応状況等を踏まえ以下のとおり見直すこととした。

■保全の取り組みのうち、「点検・更新工事」について

○点検・更新の必要な設備の洗い出しおよび洗い出し結果を踏まえた点検工程の作成について、洗い出し結果として10月中にとりまとめを行った内容にさらに精査が必要であると確認したことから、点検・更新の必要な設備の洗い出し、点検計画の策定に係る完了時期等について一部見直しを行う。

○具体的には、以下のとおり。

b) 点検・更新の必要な設備・機器の洗い出し

- ・点検・更新の必要な設備・機器の洗い出しについて、10月末までとしていたものを11月中旬までに見直す。

c) 点検計画、更新工事

- ・点検・更新の必要な設備・機器の洗い出しの結果、分解点検が必要と判断した設備・機器に係る点検計画について、事案に応じて短期、中長期に分類し、「点検計画を10月末までに策定」から「点検目標時期を定めた点検計画を11月末までに策定」に見直す。

以 上